

売却区分 番号	3	見積価額	¥ 1 9 0 , 0 0 0
		公売保証金	¥ 2 0 , 0 0 0
財産の表示（登記簿の表示による） （土地） 所 在 北杜市長坂町大井ヶ森字深山			
地番	3 2 6 番地		
地目	田		
地積	1 5 3 2 . 0 0 m ²		
財産の状況			
1 対象物件は、西側が自動車が通行できる舗装された道路に面している。 不動産登記簿によると、平成 7 年 3 月 1 0 日に土地改良法による換地処分が行われており、トラクター等の機械での耕作が行いやすい形状となっている。			
2 境界については、隣地土地所有者と協議すること。			
3 主要な公法上の規制等は、次のとおりである。 ・現況地目：農地 ・転用許可等の有無について：無し ・県から原状回復指示事項：無し ・地上権、永小作、質権、使用借権による権利、賃借権、その他の 使用及び収益を目的とする権利に関する事項：無し※実情は 5 のとおり。 ・農振法関係：農振地域内の農用地区域内該当			
4 対象物件は農地法による【農地】に該当するため、入札時に【買受適格証明書】 の提出が必要である。買受適格証明書は、北杜市農業委員会に申請すること。			
5 上記のとおり、賃借権等の権利は確認出来なかったが、現在、対象物件は 第三者（農事組合法人）が耕作（米）を行っている。 買受後の権利の確認及び調整等は、買受人が行うこと。			
6 公共交通機関等について [最寄 I C] 中央自動車道「長坂 I C」から約 5 . 6 k m 車で約 1 0 分			

< その他 >

- ・当該物件については、関係公簿等を閲覧するほか、現地調査などを十分行ったうえで、公売に参加してください。
- ・国税徴収法及び同法施行規則により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札することはできません。詳細は山梨県ホームページ、もしくは昭和町役場税務課にて確認してください。
- ・山梨県暴力団排除条例により、公売財産を暴力団事務所の用に供することはできません。
- ・昭和町は引渡しの義務を負いません。
- ・昭和町は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。
- ・公売財産内の動産の撤去、占有者等に対しての明け渡し請求、前所有者からの鍵の引渡などはすべて買受人が行うこととなります。
- ・権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時です。ただし、農地等は農業委員会等の許可又は届出の受理があった時です。
- ・所有権移転登記は、買受代金の納付後、買受人の請求により昭和町が行います。登録免許税など、所有権移転登記に係る費用は買受人の負担となります。